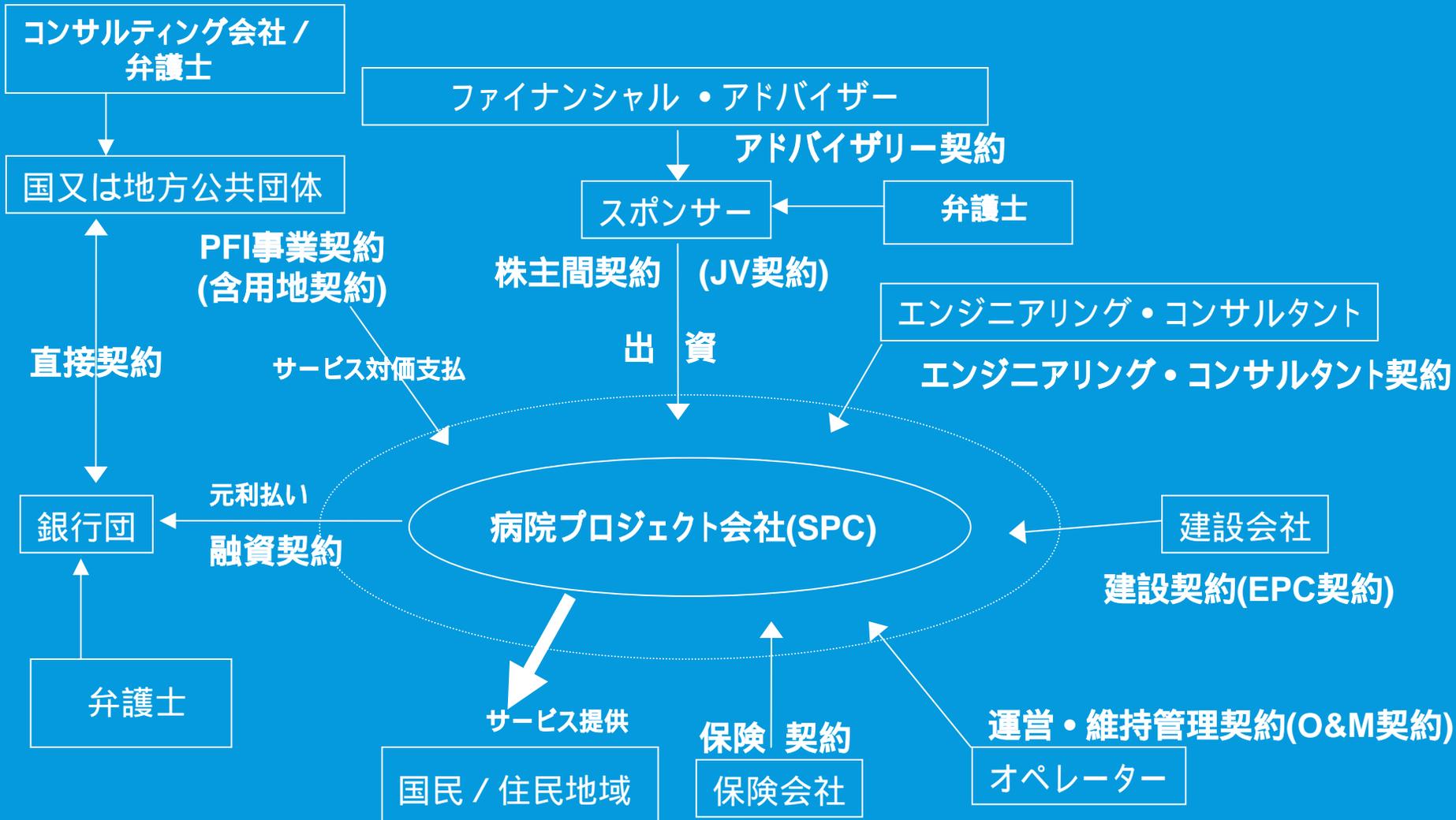


病院PFIモデル契約書作成における留意点

弁護士 江口直明

Baker & McKenzie GJBJ Tokyo Aoyama Aoki Law Office (Gaikokuho Joint Enterprise) is a member of Baker & McKenzie International, a Swiss Verein with member law firms around the world. In accordance with the common terminology used in professional service organizations, reference to a “partner” means a person who is a partner, or equivalent, in such a law firm. Similarly, reference to an “office” means an office of any such law firm. 本資料は一般的な講演資料であり、特定の法律アドバイスを含むものではありません。具体的な案件については専門家の助言を受けてください。無断転載／複製を固くお断りします。

病院PFIの当事者と契約



○ = 各種担保契約

本日のテーマ

- 1 英国におけるPFI事業契約標準化の歴史
 - 一般的PFI標準事業契約書
 - 病院PFI標準事業契約書
- 2 日本における契約ガイドライン策定の経緯
- 3 日本における病院PFIモデル契約書作成における留意点
 - 公共関与の度合い
 - コンセンサスを得る方法
 - 利用普及について
 - 病院PFI事業契約の特徴 特に契約変更の方法について

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

一般的PFI標準事業契約書(その1)

- 1992年にPFIが保守党のもとで始まる。
- 1995年に政権党の労働党がPFIをサポート
- 1997年にTony Blairが首相になり、Malcolm BatesにPFIをレビューさせた。
- Bates Report
 - Treasury Task Force(TTF)の創設
 - 事業契約の標準化着手

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

一般的PFI標準事業契約書(その2)

- 第1版が1999年7月にTTFにより出版
 - Standardisation of PFI Contracts(SoPC)
- TTFは5人の公務員と8人の会社役員等
 - 8人のうち、一人は弁護士、一人は会計士
 - 外部法律事務所への委託はしていない。

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

一般的PFI標準事業契約書(その3)

- 2000年にTTFは公共側は財務省傘下のOffice of Government Commerce(OGC)に移行、民間側はPartnership UK(PUK)に移行
- PUKは民間が51%、公共が49%の会社
 - 公共は非常勤役員を出すのみ
- 標準契約の第2版(2002年9月)はOGCの発注でPUKが作成し、財務省が出版するという態勢
- PUKの契約標準化プロジェクトのリーダーはJames Ballingall, the head of PUK's legal department
- 外部法律事務所への発注はしていない

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

一般的PFI標準事業契約書(その4)

- PUKの民間出資者
 - Bank of Scotland 8.8%
 - The Prudential Assurance Company 8.8%
 - Abbey National Treasury Service 6.7%
 - Sun Life Assurance Society 6.7%
 - Barclays Industrial Investments 6.1%
 - The Royal Bank of Scotland 6.1%
 - Serco 3.3%
 - Global Solutions 2.2%
 - The British Land Company 2.2%
- PUKの公共側出資者
 - HM Treasury 44.6%
 - The Scottish Ministers 4.4%

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

一般的PFI標準事業契約書(その5)

- PUKが契約書標準化においてコンセンサスを得た方法
 - 公共サイド PUK内部の専門家、各省のPFUnit、地方公共団体のPFI組織である4 Ps、National Audit Officeとの協議
 - 民間サイド PPP Forumとの協議、Confederation of British Industry (CBI)との協議、British Bankers Association (BBA)との協議
 - PPP Forumとは民間のPFI業界団体で36社、47金融機関、36の専門家事務所(弁護士、会計士等)で組織
 - 第2版を作成した際には
 - 2001年12月 Private Sector Consultation draft起草
 - コメントを公募し、60団体からコメントを取得
 - OGC, PUK, PPP Forum、CBI、BBAとの全体会議を主催
 - 第二草案を起草
 - 再度民間のコメントを取り入れて変更し最終版として完成
- 同様な手法で第3版及び第4版を作成

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

病院PFI標準事業契約書(その1)

- 1994年にTreasuryが Department Health (DoH) Private Finance Unit (PFU)設立
- 1998年からPFUの3名で病院PFI標準契約書起草開始 リーダーはDoH職員のPeter Coates、他の2名は法律事務所からの出向者、直前に調印したCarlisle Hospitalの事業契約をベースとした。Treasuryもプロジェクトをサポート

一般的PFI標準事業契約書も当然参照

- 1999年12月 病院PFI標準契約(第1版)作成
- 草案作成のために外部法律事務所に委託
- 2000年11月第2版、2003年8月第3版(2004年7月と2007年2月に一部修正)

英国におけるPFI事業契約標準化の歴史

病院PFI標準事業契約書(その2)

- 病院PFI標準契約の正統性
 - DoHが出版し、利用を要求している点
 - Treasuryがこの標準契約に従わないPFIプロジェクトを認可しない点
- 一般的PFI標準事業契約書との関係
 - 原則として一般的PFI標準契約に整合 SoPC (version 4) が Implementation Memorandumで整合を要求 整合をPUKが確認し承認する手続きを経ている
 - 保健分野の調達方法の違いにより一部変更

日本における契約ガイドライン策定の経緯

- 契約に関するガイドライン

- PFI事業契約における留意事項について(平成15年(2003年)6月23日)

- 標準契約を逐条で作成していない
 - 箱物PFIを念頭に作成している「施設運営業務の比重の重いPFI事業(病院等の運営業務を含む選定事業)については、当該施設の設置目的及び運営内容に応じた個別の検討が必要であることに留意を要する。」
 - 使用を推奨しているが強制ではない「状況に応じて工夫を行い、本指針に示したものの以外の方法等によってPFI事業を実施することを妨げるものではない。」
 - 各論点に複数の解決案を示したり、又は通常の手続きを示したりしている。

日本における病院PFIモデル契約書作成 における留意点 公共関与の度合い

- 英国の事例に見られるように厚生労働省、各病院関係者、地方自治体、PFI推進室の関与、経団連等の経済団体、又はその他の業界団体の関与が広くコンセンサスを得るためには必要となる。
- 既に公共が調印している東京都の病院PFI事業契約をベースとして改良を加えたモデル契約書だと公共側も参加しやすいかもしれない。英国も病院PFI標準契約を作成する際には現存する契約を出発点としている。
- 強力な公共関与がなければ、モデル契約の事実上の使用強制はできない。
- 例外としては民間だけで契約書の標準化に成功している事例もある。
 - 日本ローン債権市場協会 (JSLA) 作成の融資契約
 - International Swaps and Derivatives Association (ISDA) 作成のデリバティブ取引のマスター契約等

日本における病院PFIモデル契約書作成 における留意点 コンセンサスを得る方法

- モデル契約の草案を作成し、広く一般にコメントを求める。
- モデル契約が広く使われることが予め予定されていると真剣なコメントが多く集まる。
- 英国の例のように、各界の実務者を集めて全体会議をして最後はコメントを反映する必要がある。

日本における病院PFIモデル契約書作成 における留意点 利用普及について

- 作成したモデルが利用されるためには、病院側のアドバイザーとなる総合コンサル会社のモデル契約作成への関与が不可欠となる。
- 病院関係者の参加又はコメント提供が得られれば、実際の案件でモデル契約をベースとした事業契約案にも抵抗感が払拭される。

病院PFI事業契約の特徴

- 統括マネジメント業務
- 経営コンサルテーション
- 病院情報システムの開発、整備、運営、保守管理
- 公共理由によるシステム仕様変更の場合の対応
 - 要求水準書及び事業者提案の範囲内で、かつ引渡予定日の変更を伴わない場合に、仕様を変更することができ、変更に伴う増加費用は公共が一括で支払う。
- 医療保険制度の改正にともなうシステム対応費用
 - 原則として公共が負担 「協議」に留めるべきではない。
 - 例外 診療報酬、薬価の改定の数値変更

病院PFI事業契約の特徴(その2)

- 公共の理由による設計変更
 - 要求水準書及び事業者提案に基づく設計を逸脱する設計変更又は工期の変更を伴う設計変更による増加費用は、協議、調整後公共負担。一括で支払うべき。
- 公共の理由による工期の延長(地中からの医療廃棄物発見等)
 - 工期延長による増加費用、運営・維持管理業務の遅延による増加費用及び逸失利益は公共負担。運営重視型のPFIの場合逸失利益も大きくなるので公共が損害賠償として負担するべき。額確定が難しい場合には一定の算式を導入。事業者提案の内部収益率を参照

病院PFI事業契約の特徴(その3)

- 医療機器・備品、医薬品・診療材料調達業務
 - － 公共理由による医療機器・備品、医薬品・診療材料の変更(性能・数量の変更を含む)による増加費用は公共負担で一括で支払う。
- 医療機器・備品に関する瑕疵担保責任
 - － 開院から1年間
 - － 医療機器メーカーや備品販売者から同様の保証を取得しておかないとSPCレベルでリスクが残る。パススルーの徹底。「販売」から1年だと、先に保証期間が切れる虞

病院PFI事業契約の特徴(その4)

- 業務方法の変更 技術革新に対応し質の高い医療サービスを提供するために不断の改良が必要
 - － 事業者からの業務方法の変更提案とサービス対価の変更の協議
 - － 公共側からの業務方法の変更要求と事業者の応諾の有無、サービス対価の変更
 - 合意ができない場合は、変更対象業務の一部解約
 - 事業者には解約までのサービス対価を支払う
 - 将来の逸失利益は？
 - 事業者には医療技術革新に対応して効率的に業務遂行できるような能力を向上することが期待される？向上していれば、変更要求に当該サービス対価での対応が可能？

病院PFI事業契約の特徴(その5)

- 要求水準の変更(法令変更・不可抗力以外)
 - 公共が理由及び変更後のサービス対価を示して要求、事業者は応諾を回答
 - 事業者の拒否事由の列挙
 - 拒否事由に該当して拒否の場合 一部解約
 - 損害賠償で処理 逸失利益は？
 - 拒否事由に非該当、合意不調の時 全部解約
 - 損害賠償で処理 逸失利益は？

病院PFI事業契約の特徴(その6)

<http://www.dh.gov.uk/ProcurementAndProposalsPublicPrivatePartnership/PrivateFinanceInitiative/StandardContract/StandardContractArticle/>

- Department of Health Standard Form Project Agreement (Ver.3) Feb. 2007
Schedule 22 Variation Procedure 3.2条

– 事業会社の変更拒否事由の列挙

- 事業会社の変更に関して資金調達ができないとき
- 本件病院の根本的な部分の変化を招来するとき(この事由は当該病院プロジェクトのリスクプロファイルを勘案して融資している金融機関にとって重要。例えば精神科の増設、社会福祉施設の増設はDay Careの患者の増加を招き収支構造に変化を生じさせる。施設損壊のリスクを高める。)
- 資本的支出が上限(例5%)を超えるとき
- 開院日が 日以上遅れる場合

病院PFI事業契約の特徴(その7)

- 4.1条 公共と事業者が変更拒否事由に該当する
変更合意できないとき 別紙26
 - 紛争解決手続きによる。協議会、調停、仲裁
 - 仮処分や損害賠償の予定額請求は訴訟も可
- 4.2条 紛争解決の指針 事業者は変更が実施されなかった場合に比較して、変更が実施された場合により不利益な立場にならないこと。
- 紛争解決手続きの結論によれば変更拒否が正当とされる場合もある。その場合は一部解約せず、従来の業務を続ける。

病院PFI事業契約の特徴(その8)

- 紛争解決手続きに納得できない場合公共は任意解除(46.2条)をすることができる。
- この場合の損失補償は下記の算式(別紙23)
 - 金融機関からの優先借入残高
 - 解雇手当、委託企業(EPC/O&M)への損害金
 - 企業価値(下記のいずれかの方法)
 - 実際に支払った配当と劣後融資の利息を控除して、出資金と劣後融資に対して当初想定IRR(例えば15%)を支払う
 - 株式及び劣後融資を市場で売却するときの値段を支払う
 - 当初想定IRRでの配当額及び利息額の現在価値を支払う
 - 銀行口座の現金及び受取可能保険金額を控除する
 - 事業会社の資産(公共へ移転するもの以外)マイナス負債

病院PFI事業契約の特徴(その9)

- 第6条 変更された要求水準の評価
 - Part 3 General Procedure
 - ファイナンシャルモデル上の費用項目の修正によりサービス対価の金額の変更
 - 資金調達方法の変更による金融費用
 - ファイナンシャルモデル上の経済性の変更 例25万ポンド超
 - 事業会社の収益の変更 税金の増減
 - これにより株式や劣後ローンの変更前の内部収益率に不利益変更がないようにする。
 - プロジェクトファイナンスによる融資契約上の財務制限条項に抵触しないようにする。
 - 変更のための資金を投入した新たな株主の期待する内部収益率を達成できるようにする。

ご静聴ありがとうございました。

小職参考文献：

「改正PFI法の不動産事業への活用」リアルエステート マネジメント ジャーナル

2005年11月号

「PFI事業向けプロジェクトファイナンスと今後の課題 - 国・地方公共団体の債務負担行為の観点から - 」銀行法務21 2003年9月号 50頁

「日本におけるPFI活用の概況と法的諸問題」企業法学 商事法務研究会

「日本におけるプロジェクト・ファイナンスの立法課題」ジュリスト2003, 2, 1 38頁

「日本におけるプロジェクト・ファイナンス、PFIの活用の概況と法的諸問題」

債権管理 2002年10月5日 106頁

「法律面の課題、東京青山・青木法律事務所のPFIの取り組み」地域開発 2002年8月号 40頁

「PFIへの取り組みのススメ(上)(下)」銀行法務21 2002年4月号12頁、5月号48頁



弁護士 江口 直明

東京青山・青木・狛法律事務所 / ベーカー & マッケンジー外国法事務弁護士事務所

外国法共同事業

電話：03 - 5157 - 2723 / FAX：03 - 5157 - 2907

電子メール：naoaki.eguchi@bakernet.com

ホームページ：<http://www.taalo-bakernet.com/>